

さくらんぼのまち寒河江推進条例（案）

寒河江市（以下「市」という。）は、明治時代初期からさくらんぼの栽培が始まり、これまで全国屈指の産地として「さくらんぼ」にこだわったまちづくりを行ってきました。

ここに、さくらんぼを、市民の誇りと位置付け、生産者、事業者、市民及び市の役割を明らかにして、それぞれが協力し、さくらんぼのまち寒河江をさらに推進し、未来へ継承することを基本理念として、条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市の特産品であるさくらんぼを市民の誇りと位置付け、生産者、事業者、市民及び市が協力し、さくらんぼのまち寒河江をさらに推進し、未来へ継承することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生産者 さくらんぼを生産する者をいう。
- (2) 事業者 さくらんぼの流通、加工若しくは販売等を行う者又は、さくらんぼに関連する観光を業として行う者をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している者及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。

（生産者の役割）

第3条 生産者は、さくらんぼのブランド価値をさらに高めるため、高品質かつ安定的な生産を目指すとともに、消費者の安全性及び信頼性の確保に努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、さくらんぼのブランド価値をさらに高めるため、さくらんぼの新たな価値及び需要の創出に努めるものとする。

(市民の協力)

第5条 市民は、生産者、事業者及び市が実施するさくらんぼに関する施策に協力し、さくらんぼへの理解を深め、消費拡大に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、さくらんぼに関する歴史、文化を伝承し、さくらんぼの生産振興及びブランディング並びに新たな産業の創出など未来へつないでいくための施策を推進する。

(連携及び協力)

第7条 生産者、事業者、市民及び市は、さくらんぼに関する生産、消費拡大及び普及促進に関し、相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

(情報発信)

第8条 生産者、事業者、市民及び市は、多くの人々がさくらんぼの魅力について知る機会の増大を図るため、多様な手段を効果的に活用し、さくらんぼのまちづくりに関する情報発信に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。